

【Web資料V - ⑥ 労働協約の基本的な内容】

教科書の231頁【Web資料V - ⑦労働協約の基本的な内容】の表記は、正しくは【Web資料V - ⑥労働協約の基本的な内容】です。

以下のうち、規範的部分はゴシック体にし、★をつけた。

1 前文又は序文

2 総則に関する条項

- (1) 労働協約の目的
- (2) 労働協約の適用範囲
- (3) 組合員の範囲
- (4) ショップ制

ショップ制の規定例

ユニオンショップ制の場合

「会社の従業員は、すべてフロンティア労働組合の組合員でなければならない。会社は、組合より除名された者、組合に加入しない者、組合を脱退した者を解雇する。ただし、会社が業務上支障があると認めた場合には、会社は組合と協議して決める。」

注：下線部を「尻抜けユニオン」という。

クローズドショップ制の場合

「会社は、フロンティア労働組合の組合員でなければ採用せず、組合員資格を失った者は解雇する。」

オープンショップ制の場合

「会社の従業員は、組合に加入し、もしくは加入しない自由を持つ。」

- (5) 経営権と労働権に関すること

3 組合活動に関する条項

- (1) 就業時間中の組合活動（賃金の取扱いなど）
- (2) 会社施設の利用（組合事務所、備品、掲示板など）
- (3) 組合専従者
- (4) チェックオフ（組合費天引き）

チェックオフの規定例

「会社は、組合員の毎月の賃金から組合費を控除し、当月末までに組合に渡す。組合は、組合費を徴収すべき組合員に変更があったときは、毎月10日までに会社に通知する。」

★ 4 人事に関する条項

- (1) 人事原則
- (2) 採用
- (3) 人事異動（転勤、出向）
- (4) 解雇・雇止め
- (5) 賞罰・懲戒
- (6) 退職（定年制、継続雇用制度）
- (7) 休職・復職
- (8) 教育又は研修

★ 5 労働条件に関する条項

- (1) 総則
- (2) 賃金（賃金、退職金、賞与（一時金）、昇給などの基準）
- (3) 労働時間（所定労働時間、休憩時間、交替制、フレックスタイム制、変形労働時間制、事業場外みなし労働時間制、裁量労働時間制、時間外および休日労働など）
- (4) 休日（休日の振替、代休、公民権行使）
- (5) 休暇（年次有給休暇、生理休暇、産前産後の休業、特別休暇、育児の時間、欠勤な

- ど)
- (6)育児休業・介護休業
- (7)宿日直
- (8)出張
- (9)配置転換、 出向
- ★ 6 災害補償に関する条項
 - (1)療養 補償
 - (2)休業補償
 - (3)障害 補償
 - (4)遺族 補償
 - (5)傷病補償
 - (6)葬祭料
- ★ 7 安全衛生に関する条項
 - (1)安全衛生の措置
 - (2)総括安全衛生管理者、安全管理者、衛生管理者、作業主任者、産業医、安全衛生推進者等
 - (3)災害予防
 - (4)安全施設
 - (5)安全衛生教育
 - (6)安全委員会、衛生委員会
 - (7)健康診断
 - (8)病弱者の就業禁止等
- ★ 8 福利厚生に関する条項
 - (1)福利厚生施設
 - (2)施設の利用
 - (3)生活及び住宅融資
 - (4)慶弔見舞金
- 9 苦情処理に関する条項
 - (1)苦情処理手続き
 - (2)苦情の範囲
 - (3)苦情処理委員会（仲裁及び団体交渉との関連）10
- 10 労使協議会制に関する条項
 - (1)労使協議会（経営協議会又は労働協議会）
 - (2)設置の趣旨
 - (3)構成及び運営
 - (4)付議事項
 - (5)専門委員会
- 11 団体交渉に関する条項
 - (1)団体交渉の原則及び交渉義務(唯一交渉団体)

唯一交渉団体条項の規定例

「フロンティア労働組合のみを、唯一の交渉団体と認める。」

第三者委任禁止条項の規定例

「組合は、従業員である組合員以外の者には、団体交渉を委任しない。」

- (2)交渉事項
- (3)交渉機関
- (4)交渉担当者
- (5)交渉手続きとその方式
- (6)交渉時間
- (7)傍聴者及び公開・非公開

1 2 平和条項

(1) 平和義務

相対的平和義務を定める規定例

「組合及び会社は、労働協約の有効期間中は、本協約に規定する事項の変更又は改廃を目的とする争議行為を行わない。」

絶対的平和義務を定める規定例

「組合及び会社は、争議行為を一切行わない。」

(2) 争議調整条項

(3) 労働委員会等第三者あっせん・調停・仲裁

あっせん・調停の規定例

「会社及び組合は、労働委員会があっせん又は調停が終了しないうちに争議行為を行ってはならない。」

1 3 争議行為に関する条項

(1) 争議行為の予告

(2) 争議行為不参加者（休暇、欠勤の取扱い）

(3) 代替要員雇入れ禁止

代替要員雇入れ禁止条項（スキップ禁止条項）の規定例

「会社は、組合の正当な争議行為を妨げる目的をもって、組合員以外のいかなる名目の労働者も雇入れない。」

(4) 争議中の団体交渉

(5) 争議中の賃金不払い

(6) 保安要員

(7) 争議中の会社施設の利用

(8) その他争議行為に関する事項

1 4 効力

(1) 疑義の取扱い

(2) 協議中の適用

(3) 有効期間（改廃手続き）

(4) 自動更新・自動延長

(5) 労働協約の終了

1 5 附則

(1) 労働協約締結日及び締結者

(2) 了解事項

出所：東京都労働相談情報センター『労働協約の手引き』2022年、6頁-9頁に筆者が一部手を加えた。